冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と共に犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月から施行され、国民の感覚が裁判の内容に反映されること、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では、DNA型再鑑定により無実が明白となり、現在宇都宮地裁で再審裁判を行っている足利事件の管家利和さんは、長時間の警察の取調べで暴力まで振るわれて、虚偽自白をさせられた無念さを語っています。

昨年最高裁で再審が確定した、布川事件の桜井昌司さんと杉山貞男さんも長時間の過酷なとりしらべと誘導によって「自白」を強要され、その上無実を証明する諸証拠を隠され、無期懲役の刑を受け、29年間も刑務所に閉じこめられ、仮釈放をされてから再審を闘って無実を晴らそうとしています。

このように裁判では、供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一度裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

検察庁や警察庁では現在、各地で取調の一部のみの録画・録音(最終段階での自白の自発性確認)を施行しています。しかし、このような録画・録音手法は、捜査側に都合の良い部分だけが記録されるもので、更なる冤罪を生み出すという重大な問題をもっています。

「取調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に警察や検察が行う取調の全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取調べによる自白の強要が防止できると共に、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取調の録画・録音テープが証拠となります。

取調べの可視化は、自白の任意性や信用性を迅速・的確に判断するための方策として、また、 冤罪事件を防ぐことにつながり、裁判員制度をより公正で国民本位にするために不可欠な取り組 みの一つと言えます。

さいわい、千葉景子法務大臣が記者会見で、取調の可視化の早期実現に意欲をしめされたことを支持し、その実現を求めます。

よって、政府におかれましては、取調べ過程の全面可視化を一刻も早く実現するよう強く要望 します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2010年3月16日 奈良県広陵町議会

 内閣総理大臣
 鳩山
 由紀夫
 様

 法務大臣
 千葉
 景子
 様